

第 102 号

お茶の水女子大学学報

昭和 60 年 1 月 1 日

お茶の水女子大学庶務課

目 次

関係法令	1
学内規程	1
お茶の水女子大学体育運動場使用細則	1
お茶の水女子大学購入物品の機種選定に関する取扱要項	2
お茶の水女子大学奨学寄附金委任経理事務取扱規程	3
人 事	4
学 事	6
学生募集要項	6
編入学生募集要項	11
人間文化研究科学生募集要項	12
昭和60年度教務関係行事予定	13
諸 報	14
学長候補者第1次選挙について	14
附属図書館長候補者選挙について	14
昭和59年秋の叙勲	14
永年勤続者表彰について	14
産業教育100年記念教育功労者の表彰について	14
昭和59年度給与改定の概要について	14
海外渡航	19
研 修	19
健康診断	20
レクリエーション行事	20
キューバ教育省行政官の来学について	21
志賀高原体育運動場の利用について	22
盗難防止について	22
新任者住所等	22
職員の住所等変更	22
住居表示変更	22
計 報	22
日 誌(抄)	22

関 係 法 令

【 政 令 】

○国家公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令(政令第313号、11月2日官報)

【 省 令 】

○国家公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令(大蔵省令第45号、12月3日官報)

【 告 示 】

○国家公務員等共済組合法施行規則第105条の2第2項第7号及び同条第3項3号の規定に基づき大蔵大臣が定める医療に関する給付を定める件の一部を改正する件(大蔵省告示第141号、11月21日官報)

○勤労者財産形成年金貯蓄に係る金融機関の金利の最高限度に関する件の一部を改正する件(大蔵省告示第148号、12月1日官報)

学 内 規 程

○昭和59年お茶の水女子大学規則第8号

お茶の水女子大学体育運動場使用細則を次のように定める。

昭和59年11月26日

お茶の水女子大学長 藤巻 正生

お茶の水女子大学体育運動場使用細則

(趣旨)

第1条 この細則は、お茶の水女子大学共用体育施設等管理運営規則第12条の規定に基づき、お茶の水女子大学運動場(以下「運動場」という。)の使用について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 運動場は、本学の学生、生徒、児童及び幼児(以下「学生等」という。)の体育等の授業及び課外活動並びに職員の福利厚生のために使用することを目的とする。

(使用者の範囲)

第3条 運動場を使用することができる者は、本学の学生等及び職員とする。ただし、特に認める場合には、本学の学生等及び職員以外の者に使用させることができる。

(使用手続)

第4条 運動場を体育等の授業又は課外活動に使用する場合には、当該体育等の授業又は当該課外活動を担当する教官は、別に定める使用計画書を作成し、あらかじめ会計課に提出しなければならない。

2 運動場を本学の主催する行事等に使用する場合には、当該行事等を担当する部局長は、別に定める使用計画書を作成し、あらかじめ会計課に提出しなければならない。

3 本学の学生等及び職員以外の者が運動場を使用する場合には別紙様式の使用願を使用予定日の原則として1か月前までに会計課に提出し、許可を得なければならない。

4 前項に掲げる者の使用については、この細則に定めるもののほか、お茶の水女子大学所属国有財産使用細則の定めるところによる。

(使用者の義務)

第5条 運動場を使用する者(以下「使用者」という。)は、この細則及び別に定める運動場使用心得を遵守しなければならない。

(使用許可の取消等)

第6条 事務局長は、使用者が次の各号の一に該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

- 一 使用者がこの細則及び使用心得に違反したとき
- 二 使用計画書又は使用願の記載事項と事実が相違したとき
- 三 その他使用させることが不相当と認めるとき

(使用責任)

第7条 使用者は、使用期間中に生じた事故について、その責を負わなければならない。

(損害賠償)

第8条 使用者が、故意又は過失により施設、備品等を損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

附 則

この細則は、昭和59年11月26日から施行する。

○昭和59年お茶の水女子大学規則第9号

お茶の水女子大学購入物品の機種選定に関する取扱要項を次のように定める。

昭和59年11月26日

お茶の水女子大学長 藤巻 正生

お茶の水女子大学購入物品の機種選定に関する取扱要項

1 趣 旨

この要項は、お茶の水女子大学(以下「本学」という。)において購入する物品に関し、機種を選定を行う場合の取扱について必要な事項を定めるものとする。

2 定 義

- (1) この要項において「部局」とは、事務局、学生部(保健管理センターを含む。)、文教育学部、理学部、家政学部、大学院人間文化研究科、附属図書館(女性文化資料館を含む。)、生活環境研究センター及び附属学校部をいう。
- (2) この要項において「部局長」とは、前号の部局長をいう。

3 委員会の設置

購入する物品の機種を選定を適正に行うため、本学にお茶の水女子大学購入物品機種選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

4 委員会の任務

- (1) 委員会は、学長の諮問に応じ、価格が160万円を超える物品について機種を選定を行う。
- (2) 委員会は、購入する物品について、次に掲げる事項を審議する。
 - 一 物品の仕様、規格及び性能等に関する事項
 - 二 類似機器に関する事項
 - 三 その他必要と認める事項

5 委員会の組織

- (1) 委員会は、各学部の教官のうちから選出された各2人の委員をもって組織する。
- (2) 委員は、学長が任命する。
- (3) 委員の任期は、2年とし、その欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (4) 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
- (5) 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- (6) 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。
- (7) 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

6 報 告

委員会は、購入する物品の機種を選定したときは、機種選定理由書を作成し、審議録等関係書類を添付して学長に報告するものとする。

7 検討委員会の設置

第4項の規定にかかわらず、次の場合には、購入する物品毎に購入物品機種検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

- (1) 価格が1000万円未満の物品について、学長が機種を選定を委員会に諮問する必要がないと認めるとき。
- (2) 委員会が機種を選定上特に検討することを必要と認めるとき。

8 検討委員会

- (1) 検討委員会は、前項第1号の場合には機種を選定を行い、その結果について第6項の報告に準じて学長に報告するものとし、前項第2号の場合には機種の検討を行い、その結果について機種検討報告書を作成し、委員会に報告するものとする。
- (2) 検討委員会は、当該物品を購入しようとする部局等の物品供用官等の者3人以上の委員をもって組織し、委員の互選により議長を選出する。
- (3) 委員は、当該物品を購入しようとする部局長の推薦により、前項第1号の場合は学長が、前項第2号の場合は委員長が委嘱する。
- (4) 検討委員会の設置期間は、契約締結の日までとする。

9 事 務

委員会及び検討委員会の事務は、会計課において処理する。

附 則

この要項は、昭和59年11月26日から実施する。

〇昭和59年お茶の水女子大学規則第10号

お茶の水女子大学奨学寄附金委任経理事務取扱規程を次のように定める。

昭和59年11月28日

お茶の水女子大学長 藤巻 正生

お茶の水女子大学奨学寄附金委任経理事務取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、お茶の水女子大学における奨学寄附金の受入れ及び委任経理に関する事務の取扱いについて、奨学寄附金委任経理事務取扱規則(昭和39年文部省令第14号。以下「省令」という。)及び奨学寄附金受入事務取扱規程(昭和38年文部省訓令。以下「訓令」という。)その他別に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 奨学寄附金 訓令第1条に規定する奨学寄附金をいう。
- 二 委任経理金 省令第2条に規定する委任経理金をいう。
- 三 部 局 事務局、学生部(保健管理セン

ターを含む。)、文教育学部、理学部、家政学部、大学院人間文化研究科、附属図書館(女性文化資料館を含む。)、生活環境研究センター及び附属学校部をいう。

四 部 局 長 前号に規定する部局長をいう。

(受入れの申請)

第3条 部局長は、奨学寄附金の申込者(以下「寄附者」という。)があるときは、教育研究に支障がなく、かつ、寄附の条件が第4条及び他の法令等に抵触しないと認められるものについて、奨学寄附金受入申請書(別紙様式第1号)に奨学寄附金申込書(別紙様式第2号)を添えて、学長に受入れの申請をするものとする。

2 部局長は、前項の申請をするときは、審査機関に諮るものとする。

3 前項の審査機関は、当該部局の教授会等とする。

(受入れの制限)

第4条 奨学寄附金は、次の各号に掲げる条件が付されているものは、受入れることができない。

- 一 奨学寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。
- 二 奨学寄附金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権その他これらに準ずる権利を寄附者に譲渡し又は使用させること。
- 三 奨学寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこととされていること。
- 四 寄附申込後、寄附者がその意思により奨学寄附金の全部又は一部を取り消すことができること。
- 五 その他学長が特に教育研究上支障があると認める条件。

2 奨学寄附金は、前項に掲げるもののほか、次の各号に掲げるものは、受入れることができない。

- 一 地方公共団体からの寄附にかかるもの。
- 二 奨学寄附金を受入れることによって財政負担が伴うもの(既定配分子算で賄えるものを除く。)
- 三 奨学寄附金によって土地、建物及び附属設備を取得しようとするもの。

(受入れの決定及び通知)

第5条 学長は、第3条第1項の申請の内容が適当であると認め受入れの決定をしたときは、当該部局長に奨学寄附金受入承認書(別紙様式第3号)により通知するとともに、寄附者に奨学寄附金受入通知書(別紙様式第4号)を当該部局長を経由して送付するものとする。ただし、奨学寄附金が国際機関、外国の政府又は団体等からのものであるときは、あらかじめ文部大臣の承認を得て受入れの決定をするも

のとする。

2 学長は、前項の決定をしたときは、歳入徴収官に奨学寄附金受入通知書の写しをもって通知するものとする。

(受入れの手続き)

第6条 歳入徴収官は、前条の通知を受けたときは、現金に係る寄附については直ちに歳入徴収の手続を、有価証券に係る寄附について政府所有有価証券取扱主任官に命じて受入れの手続きを、それぞれ行うものとする。

(委任経理金の交付)

第7条 奨学寄附金が歳入に納付されたときは、会計課において必要な手続を行い、学長に委任経理金を交付するものとする。

(委任経理金の受入れ及び出納保管)

第8条 学長は、委任経理金の交付を受けたときは、当該部局長に委任経理金受入通知書(別紙様式第5号)により通知するとともに、交付を受けた現金の出納保管を歳入歳出外現金出納官吏(以下「出納官吏」という。)に命ずるものとする。

(受入計算書の作成等)

第9条 出納官吏は、委任経理金を受入れる場合には、委任経理金受入計算書(別紙様式第6号)を作成し、受入れるものとする。

2 前項の規定は、出納官吏が委任経理金の預託により生じた利子を受入れる場合について準用する。

3 前項により、利子を受入れる場合において、出納官吏は、預託金有高により按分する等適宜分割して、それぞれの委任経理金の増加に充てるものとする。

(支払計算書の作成)

第10条 出納官吏は、委任経理金により支払う場合には、会計課又は附属図書館において作成した委任経理金支払計算書(別紙様式第7号)により支払うものとする。

2 前項の委任経理金支払計算書には、会計法令に準拠し、証拠書類を添付するものとする。

(委任経理金の使途変更等)

第11条 委任経理金が指定された使途に使用することができなくなった場合には、学長は、部局長の申出により文部大臣の承認を得て、委任経理金を他の奨学の使途に使用し又は他の国立学校に移し換えることができる。ただし、寄附の目的が達せられ、委任経理金の残額が千円未満となった場合又は研究担当者が他の国立学校へ転任したため当該国立学校に移し換える場合は、この限りでない。

2 部局長は、使途を変更しようとする場合には、その理由及び新たな使途その他必要な事項を記載した書類等を学長に提出するものとする。

(諸帳簿の整理等)

第12条 出納官吏は、現金出納簿のほか委任経理金寄附金別受払簿等を、物品管理官(分任物品管理官を含む。)は委任経理金給与物品整理簿等を、それぞれ必要に応じて備え、所定の事項を記載し、整理するものとする。

2 委任経理金により取得した物品の取扱いについては、文部省所管物品管理事務取扱規程(昭和32年文部省訓令)に定めるところにより処理するものとする。

3 委任経理金にかかる旅費の支給については、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)及び文部省所管旅費規則(昭和25年文部省訓令)等の定めるところにより処理するものとする。(報告書等の提出)

第13条 学長は、次の各号に掲げる報告書等を作成し文部大臣に提出するものとする。

- 一 奨学寄附金受入報告書
- 二 委任経理金受払報告書
- 三 有価証券受払調査
- 四 債権現在額通知書

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、昭和59年11月28日から施行する。

人 事

○人事異動

発令年月日	現 官 職	氏 名	異 動 内 容
(採 用)			
59.11.1		田邊ますみ	文部教官(附属高等学校養護教諭)に採用する
(昇 任)			
59.12.1	文部教官(東京大学講師工学部)	小川昭二郎	助教授(家政学部)に昇任させる
(事務代理)			
59.11.4	文部教官(教授生活環境研究センター)	五十嵐 脩	生活環境研究センター長事務代理を免する
(職務復帰)			
59.12.14	文部教官(附属中学校教諭)	清田 淳子	職務に復帰した(昭和59年12月14日)
(退 職)			
59.11.23	文部事務官(附属図書館)	進藤 晶美	昭和59年11月23日死亡

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
(臨時的任用)			
59.12.14	文部教官(附属中学校教諭)	坂本 香	昭和59年12月13日限り任期満了により退職した

○非常勤講師

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
(採用)			
59.11.1		丸山 徹	講師(理学部)に採用する 任期は昭和60年3月31日までとする
〃		杉森 彰	〃
〃		富田 基郎	〃
〃		須田 立雄	講師(家政学部)に採用する 任期は昭和59年11月30日までとする
59.12.1		山上健次郎	講師(理学部)に採用する 任期は昭和59年12月31日までとする
〃		小原奈津子	講師(理学部)に採用する 任期は昭和60年2月28日までとする
59.12.16		菅沼 恵子	講師(家政学部)に採用する 任期は昭和60年3月31日までとする

(任用更新)

59.11.1	講師(附属小学校)	鮫島よしみ	任用を更新する 任期は昭和59年12月31日までとする
---------	-----------	-------	--------------------------------

(併任)

59.11.1	文部教官(東京大学助教)	猪飼 篤	講師(理学部)に併任する 併任の期間は昭和60年3月31日までとする
〃	〃	宮本 健	〃
〃	文部教官(横浜国立大学助教)	永瀬 茂	〃
〃	厚生技官(国立予防衛生研究所)	栗飯原景昭	講師(家政学部)に併任する 併任の期間は昭和60年1月31日までとする
〃	文部教官(東京工業大学助教)	小見山二郎	講師(家政学部)に併任する 併任の期間は昭和60年3月31日までとする
59.12.1	文部教官(東京大学教授)	野口 忠	講師(家政学部)に併任する 併任の期間は昭和59年12月31日までとする
〃	〃	上野川修一	〃

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
59.12.1	文部教官(千葉大学教授)	尾藤 正英	講師(大学院人間文化研究科)に併任する 併任の期間は昭和60年3月31日までとする
〃	文部教官(筑波大学教授)	小町 喜男	〃

○非常勤職員

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
(採用)			
59.11.1		穴沢サダ子	事務補佐員(会計課)に採用する 任期は昭和60年3月31日までとする
〃		北原 雅子	事務補佐員(家政学部)に採用する 任期は昭和60年3月31日までとする
〃		椎名 静子	教務補佐員(家政学部)に採用する 任期は昭和60年3月31日までとする
〃		三榮カズ子	事務補佐員(家政学部)に採用する 任期は昭和60年3月31日までとする
59.11.16		横山 真弓	事務補佐員(学生課)に採用する 任期は昭和60年3月31日までとする
〃		馬場 春美	事務補佐員(附属図書館)に採用する 任期は昭和60年3月31日までとする
59.12.1		村野美奈子	事務補佐員(文教育学部)に採用する 任期は昭和60年3月31日までとする
59.12.16		中山 玲子	教務補佐員(家政学部)に採用する 任期は昭和60年3月31日までとする
(退職)			
59.10.31	教務補佐員(家政学部)	金久保靖子	辞職を承認する

学 事

○昭和60年度 お茶の水女子大学学生募集要項

1. 学科別募集人員

文 教 育 学 部	哲 学 科	史 学 科	地 理 学 科	国 文 学 科	外 国 文 学 科			教 育 学 科		舞 踊 教 育 学 科		計
					中 国 文 学 中 国 語 学	英 文 学 英 語 学	仏 文 学 仏 語 学	教 育 学	心 理 学	舞 踊 教 育 学	音 楽 教 育 学	
	20	20	20	30	11	33	6	20	15	15	12	202
理 学 部	数 学 科		物 理 学 科		化 学 科		生 物 学 科		計			
	20		20		20		25		85			
家 政 学 部	児 童 学 科		食 物 学 科		被 服 学 科		家 庭 経 営 学 科		計			
	35		32		30		28		125			

2. 出願資格 下記に該当する女子とする。

次の各号のいずれかに該当し、かつ昭和60年度共通第1次学力試験を受験した者

- (1) 高等学校を卒業した者及び昭和60年3月卒業見込みの者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び昭和60年3月修了見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則第69条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び昭和60年3月31日までにこれに該当する見込みの者

3. 出願手続

(1) 出願書類等

1. 出願カード 本学所定のもの。
2. 昭和60年度共通第1次試験成績請求票（国公立大学用） 出願カードに貼付すること。
3. お茶の水女子大学入学志願者マーク・カード 別添の「入学志願者マーク・カード記入上の注意」をよく読み、マーク・カードを記入すること。
4. 合格通知先あて名票 合格通知その他に使用するので、志願者の住所、氏名及び郵便番号を記入すること。郵便切手は貼付しないでよい。
5. 調査書 出身学校長が作成し厳封したもの。
大学入学資格検定合格者は、合格成績証明書（文部省発行）を提出する。
6. 健康診断書 昭和59年3月高等学校卒業生及び昭和60年3月高等学校卒業見込みの者は提出しなくてよい。ただし、上記以外の者は「視力、色覚、聴力、結核及びその他の疾病、異常等」について医師が作成した健康診断書（様式は特に定めない）を提出する。
7. 検定料10,000円「郵便為替」とし受取人指定欄に「お茶の水女子大学」とのみ書くこと。
8. 受験許可書 他大学在学者に限り学長・学部長・学生部長のいずれかが証明したものを提出する（様式は特に定めない）。
9. 受験票返送用封筒 60円切手貼付の封筒（23.5cm×12cm）に受信先を明記したもの。

(2) 出願方法

1. 出願書類等の提出は郵送に限る。必ず書留速達にすること。
2. 出願書類等の郵送は、志望学部の事務部あてとし、本学所定の封筒を用い、1封筒1願書に限る。封筒

下欄の志願者欄に、住所、氏名、第1志望学科及び専攻名等を明記すること。なお、家政学部児童学科・被服学科・家庭経営学科にあっては、A・Bのいずれか記入すること。

3. 入学志願者は同一学部内に限り第2志望まで出願できる。

注 本学では出願書類を受取すると「受験票」と「受験者心得」を直ちに返送しているため、願書発送後10日間たっても未着のときは志望学部の事務部に問い合わせること。

4. 出願期間

昭和60年2月9日(土)～2月15日(金) 締切日までの消印があれば有効

5. 第2次学力検査

(1) 期 日 3月4日(月) [5日(火)は実技検査]

(2) 学力検査

志願する学部・学科		学 力 検 査 科 目		備 考
文 教 育 学 部		国語Ⅰ・Ⅱ、古典 外国語(英語Ⅰ・Ⅱ・ⅡB、ドイツ語、フランス語から1か国語選択)		舞踊教育学科(舞踊教育学、音楽教育学)の志願者にはほかに実技検査を行う。
理 学 部	数 学 科	数学Ⅰ、代数・幾何、基礎解析、微分・積分、確率・統計*、外国語(英語Ⅰ・Ⅱ、ドイツ語、フランス語から1か国語選択)		第一志望学科について決められた科目を受験すること。
	物 理 学 科	数学Ⅰ、代数・幾何、基礎解析、微分・積分、確率・統計*、物理*		
	化 学 科	数学Ⅰ、代数・幾何、基礎解析、確率・統計*、化学、○物理*、○生物 ○印の科目のうち1科目を選択		
	生 物 学 科	数学Ⅰ、代数・幾何、基礎解析、確率・統計*、生物、○物理*、○化学 ○印の科目のうち1科目を選択		
☆家 政 学 部	児 童 学 科 被 服 学 科 家 庭 経 営 学 科	A	国語Ⅰ・Ⅱ、古典 外国語(英語Ⅰ・Ⅱ・ⅡB、ドイツ語、フランス語から1か国語選択)	児童学科の志望者にはほかに小論文を課す。
	児 童 学 科 食 物 学 科 被 服 学 科 家 庭 経 営 学 科	B	数学Ⅰ、代数・幾何、基礎解析、確率・統計* 外国語(英語Ⅰ・Ⅱ・ⅡB、ドイツ語、フランス語から1か国語選択)	

*数学については高等学校学習指導要領中、確率・統計の「内容」(35、36頁)のうち「(1)資料の整理」、「(4)確率分布」及び「(5)統計的な推測」を除く。理科については物理の「内容」(40、41頁)のうち「(4)原子」を除く。

☆児童学科、被服学科及び家庭経営学科志望者は、A・Bいずれで受験してもよい。食物学科はBで受験のこと。

(3) 実 技 検 査

○舞踊教育学志望者(第一志望、第二志望とも)に次の2種の検査を行う。

① ダンス(全員に課する)……与えられた基礎運動及び創作

なお、希望者はこのほかに各種舞踊を加えてもよい。

② スポーツ(次のうち、1種目を選択)

ア. 陸上競技(短距離走及び走幅跳)

イ. 器械運動(平均台運動及びマット運動)

ウ. 新体操(手具運動)

エ. バレーボール

- オ. バスケットボール
- カ. 硬式テニス又は軟式テニス
- キ. 卓球
- ク. バドミントン

○音楽教育学志望者（第一志望、第二志望とも）に次の検査を行う。

① ソルフェージュ

ア. 聴音：1～4声部

イ. 新曲視唱

② 声楽

下記の i)、ii)、iii) のいずれか一つを選び、暗譜で演奏すること。

i) イタリア古典歌曲（原語）1曲を自由選択

ii) イタリア古典歌曲（原語）1曲及び日本歌曲1曲をそれぞれ自由選択

iii) イタリア古典歌曲（原語）1曲及びアリア（原語・原調）1曲をそれぞれ自由選択

なお、声楽は伴奏用楽譜を必要とするので、受験者は必ず楽譜（複写譜も可）に氏名を明記して出願書類と一緒に送ること。

③ ピアノ

下記の i)、ii)、iii) のいずれか一つを選び、暗譜で演奏すること。

繰返しはしないこと。

i) J・S・バッハ作曲の鍵盤音楽（3分以内）から、1曲を自由選択

ii) J・S・バッハの作品1曲〔i〕に同じ〕、及びベートベンのピアノソナタから1つの楽章を自由選択（ただし、緩徐楽章を除く）

iii) J・S・バッハの作品1曲〔i〕に同じ〕、及びショパンの練習曲集（作品10、作品25）から2曲を自由選択

(4) 小論文

児童学科志望者（第一志望、第二志望とも）には小論文を課す。

与えられた課題について、所定の600字詰縦書き原稿用紙2枚以内に論述させる。

6. 入学者選抜第1次・第2次配点比率

学部名	試験の区分	教 科					配点合計	備 考
		国 語	社 会	数 学	理 科	外 国 語		
文 教 育 学 部	共通1次試験	200点	200点	200点	200点	200点	1,000点	舞踊教育学科舞踊教育学・音楽教育学は実技検査を課し、総合判定の資料とする。
	第2次試験	250	—	—	—	250	500	
	計	450	200	200	200	450	1,500	

学部名 合否判定は、原則として共通1次試験の総得点が全国平均以上である者について、共通1次試験の理科（200点）および外国語（200点）、ならびに第2次試験【下表（400点）】の成績にもとづいて行う。

備考：共通1次試験の追試験受験者についても、本試験の全国平均点を基準とする。

第2次試験

学部名	学科名	数 学	数 学	物 理	物 理	化 学	生 物	外 国 語	計	備 考
理 学 部	数 学 科	150*	150					100	400	* 数学の科目のうち、「微分・積分」を除く。
	物 理 学 科	150*	100	150					400	
	化 学 科	150*		(100)		150	(100)		400	
	生 物 学 科	150*		(100)		150			400	() から1科目を選択

学部名	学科名	試験の区分	教 科					配点合計	備 考
			国 語	社 会	数 学	理 科	外 国 語		
家 政 学 部	A 児童被服家庭管	共通1次試験	100	100	100	100	100	500	児童学科のみ小論文を課し、重要な参考とする。
		第2次試験	250	—	—	—	250	500	
		計	350	100	100	100	350	1,000	
家 政 学 部	B 児童被服家庭管	共通1次試験	100	100	100	100	100	500	児童学科のみ小論文を課し、重要な参考とする。
		第2次試験	—	—	250	—	250	500	
		計	100	100	350	100	350	1,000	

7. 第2次学力検査日時割

学部等 学科		日 時	3 月 4 日 (月)	3 月 5 日 (火)
文 教 育 学 部	哲 学 科 史 学 科 地 理 学 科 国 文 学 科 外 国 文 学 科 (中国文学・中国語学) (英文学・英語学) (仏文学・仏語学) 教 育 学 科 (教 育 学) (心 理 学)	国 語 10:00~11:40	外 国 語 13:10~14:50	実 技 (第一志望、第二 志望とも) 10:00~
	舞 踊 教 育 学 科 (舞 踊 教 育 学) (音 楽 教 育 学)			
理 学 部	数 学 科	数 学 10:00~11:40	数 学 ・ 外 国 語 13:10~15:40	
	物 理 学 科		物 理 ・ 数 学 13:10~15:40	
	化 学 科		化 学 ・ 選 択 (物 理 ・ 生 物) 13:10~15:40	
	生 物 学 科		生 物 ・ 選 択 (物 理 ・ 化 学) 13:10~15:40	
家 政 学 部	児 童 学 科 被 服 学 科 家 庭 経 営 学 科	A 国 語 10:00~11:40	外 国 語 13:10~14:50	小 論 文 15:20~17:00 〔児童学科志望者〕 (第一志望、第 二志望とも)
	児 童 学 科 食 物 学 科 被 服 学 科 家 庭 経 営 学 科	B 数 学 10:00~11:40		

8. 検査場所 お茶の水女子大学(東京都文京区大塚2丁目1番1号)

9. 合格発表及び入学手続等

- (1) 合格決定 学力検査(共通第1次学力試験・第2次学力検査)・調査書並びに健康診断書を総合して判定する。
- (2) 合格発表 3月16日(土)の午後。学内本部棟前に掲示するとともに合格通知書及び入学、入寮の関係書類を送付する。
- (3) 入学手続 3月28日(木)と29日(金)の2日間。
この間に手続をしない者は、入学を辞退したものとみなす。

10. 問い合わせ先

受験関係の問い合わせは志望学部の事務部あてとし、必ず、往復はがきによるか、返信用封筒(切手貼付)同封によるものとし、返信先を明記すること。

- 文教育学部関係……………文教育学部事務部
- 理 学 部 “……………理 学 部 事務部
- 家 政 学 部 “……………家 政 学 部 事務部

○昭和60年度 お茶の水女子大学編入学生募集要項

1. 募集学科及び人員

家政学部 児童学科 若干名

2. 出願資格

下記に該当する女子とする。

- (1) 大学（4年制課程）に2年間以上在学し、62単位以上を修得した者、又はその見込みの者
- (2) 短期大学を卒業した者、又は卒業見込みの者
- (3) 上記と同等以上の学力があると認められる者

3. 編入学後の在学期間

編入学後は2年間以上在学するものとする。

4. 出願手続

(1) 出願期間

昭和60年1月16日（水）から1月22日（火）まで

※締切日までの消印があれば有効

（休日を除き毎日9時から15時30分まで。ただし、12時～13時を除く。土曜日は11時30分まで。）

(2) 受付場所 本学家政学部事務部

(3) 提出書類

イ. 出願カード 用紙は本学から交付

ロ. 調査書 卒業又は在学大学において作成したもので、その大学において修得した科目の単位及び成績の記載されたもの。

ハ. 卒業（見込）者は、卒業（見込）証明書

ニ. 受験許可書 大学の2年又は3年に在学中の者（卒業見込みの者は不要）及び在職中の者は所属長の許可書を添えること。

ホ. 健康診断書 「視力、色覚、聴力、結核及びその他の疾病、異常等」について医師が作成した健康診断書（様式は特に定めない。）

ヘ. 写真 上半身の名刺型2枚（3か月以内に写したもの）本学交付の出願カードに貼る。

(4) 検定料 16,000円 現金又は郵便為替

(5) 郵送により出願する際は、受験票返送用封筒（必ずあて先を書き、60円切手貼付）を同封し、書留郵便とすること。

あて先は「お茶の水女子大学家政学部事務部」とし「編入学願書」と朱書すること。

5. 選抜方法

学力検査及び出身大学調査書、健康診断書等を総合して決定する。

(1) 試験期日 昭和60年2月1日（金）

(2) 学力検査は次により行う。

時 間	9:00～10:30	11:00～12:30	13:30～15:00	15:00～16:00	16:00～
科 目	外 国 語 〔英・独・仏の内 1か国語を予め 選択届出〕	一般教育科目の内 心 理 学	専 門 科 目 児 童 学	小 論 文	口 述 試 験

6. 合格者の発表 昭和60年2月7日（木）の子定

7. 編入学に関する通信は下記あてとする。

〒112 東京都文京区大塚2丁目1の1 電話：東京 (03) 943-3151 (大代表)
お茶の水女子大学家政学部事務部

○昭和60年度 お茶の水女子大学大学院博士課程人間文化研究科学生募集要項

1. 専攻名及び募集人員

比較文化学専攻 16名
人間発達学専攻 10名
人間環境学専攻 9名

2. 修業年限 3年

3. 出願資格 下記に該当する女子とする。

- (1) 修士の学位を有する者(昭和60年3月修士の学位を得る見込みの者を含む)
- (2) 外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (3) 本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

4. 出願手続

- (1) 入学願書 用紙は本学で交付する。
- (2) 修士課程修了(見込)証明書
- (3) 修士論文要旨 1部、内容・形式は 7. 第二次試験手続(2)を参照のこと。
- (4) 調査書 出身大学長又は研究科の長が作成したもの。用紙は本学で交付する。
- (5) 健康診断書 公的医療機関で作成したもの。用紙は本学で交付する。
- (6) 受験許可書 在職中の者は所属長の、他の大学院に在学中の者は当該大学長の許可書とする。

上記書類を一括し、入学検定料16,000円を添え出願期間内に本学に提出すること。やむを得ず郵送する場合は、検定料を郵便為替(受取人欄に「お茶の水女子大学」と明記すること)とし、同封の上、出願期間内(締切日の消印有効)に到着するよう書留速達郵便で送付すること。その場合、封筒に「人間文化研究科願書在中」と朱書きし、返信用封筒(あて先を明記し、260円切手貼付)を同封すること。

5. 出願期間・願書受付場所

- (1) 出願期間 昭和60年1月21日(月)から1月28日(月)まで。
土曜日、日曜日を除き、午前9時から午後3時まで。
- (2) 願書受付場所 お茶の水女子大学人間文化研究科棟1階事務室
〒112 東京都文京区大塚2丁目1番1号

6. 第一次試験

- (1) 選考期日 昭和60年2月4日(月)
- (2) 試験内容 筆答試験(論文・言語)
- (3) 時間割

日 時 専攻名	2月4日(月)	
	10:00~12:00	13:00~15:00
比較文化学専攻	論 文	言 語
人間発達学専攻		(英語・ドイツ語・フランス語・ 中国語・日本古典語の中から2科 目を選択すること)
人間環境学専攻		

注. イ) 上記言語の選択科目については、出願の際届け出るものとする。

ロ) 英語・ドイツ語・フランス語・中国語については、辞書の使用を認める。

ハ) 日本古典語は、古文・日本漢文・古文書とし、3種目の中から2種目を試験場で選択すること。

(4) 試験場所 お茶の水女子大学人間文化研究科棟

(5) 第一次合格発表 昭和60年2月9日(土)人間文化研究科棟1階掲示板に掲示する。

7. 第二次試験手続

第一次試験合格者は、2月12日(火)午後5時までに、人間文化研究科棟1階事務室に次の書類を提出すること。

- (1) 修士論文 1部 ただし、修士論文提出後の研究により修士論文を補足する研究成果のある場合には、その論文を添付することができる。また、修士論文以外に別主題について発表した論文があり、その論文を主論文とすることを希望するときは、その旨を明記し、1部添付すること。なお、修士論文をもたない場合は、これにかわるもの1部。
- (2) 上記論文(主論文)の要旨 2,000字以内、横書き、B4版用紙2枚(図表を含む)におさめ、コピー6部
- (3) 研究計画書 1,000字前後、横書き、B4版用紙1枚におさめ、コピー6部

8. 第二次試験

- (1) 選考期日 昭和60年3月1日(金)、2日(土)の2日間
- (2) 試験内容 口述試験(主論文及び研究計画)
- (3) 試験場所 お茶の水女子大学人間文化研究科棟

9. 合格者発表

合格者には、昭和60年3月14日(木)午前本人に通知するとともに、人間文化研究科棟1階掲示板にその氏名を掲示する。

10. 入学科及び授業料

入 学 料 120,000円
 授業料(年額) 252,000円(前期 126,000円、後期 126,000円)

11. 注 意 事 項

- (1) 同一年度に2専攻に出願することはできない。
- (2) 出願手続後は、いかなる事情があっても、書類の変更及び検定料の払いもどしの要求には応じない。
- (3) 出願について、不明のことがある場合は、大学院係に問い合わせられたい。
- (4) 合格・不合格に関する郵便・電信・電話等による問い合わせには一切応じない。

○昭和60年度 教務関係行事予定

事 項	60 年 度			備 考	事 項	60 年 度			備 考
	月	日	曜			月	日	曜	
入 学 式	4	9	火		後学期授業開始	10	8	火	
前学期授業開始	4	13	土		体 育 祭	10	30	水	
定期健康診断				未 定	文 化 祭	11	9~10	土~日	
新入生セミナー	7	11~13	木~土		創 立 記 念 日	11	29	金	
補 講 日	7	11~17	木~水		冬 期 休 業 始	12	25	水	
夏 期 休 業 始	7	18	木		冬 期 休 業 終	1	9	木	
夏 期 休 業 終	9	8	日		共通1次試験のため臨時休業	1	24・25	金・土	
前学期末試験	9	24~30	火~月		後学期末試験	2	15~21	土~金	
秋 期 休 業	10	1~7	火~月		卒 業 ・ 修 了 式	3	23	日	

諸 報

○ 学長候補者第1次選挙について

12月12日(水)学長候補者第1次選挙が実施されました。第2次選挙は1月16日(水)行なわれます。公示、通知をご覧ください。

○ 附属図書館長候補者選挙について

12月12日(水)次期附属図書館長候補者選挙が実施され、その結果、現附属図書館長の堤精二教授(文教育学部)が選出されました。任期は昭和60年4月2日から2年です。

○ 昭和59年秋の叙勲

昭和59年11月3日、秋の生存者叙勲で、本学名誉教授稲垣長典氏が勲三等旭日中綬章を受章されました。また、同日、元本学外国人講師洪姪植氏が勲四等瑞宝章を受章されました。

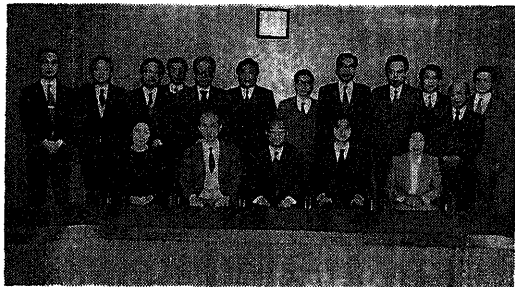
○ 永年勤続者表彰について

昭和59年度永年勤続者表彰式が11月27日本部棟第一会議室で行なわれ被表彰者には表彰状並びに記念品が授与されました。

引き続き、懇談会が第2会議室で行なわれました。

被表彰者は次のとおりです。

文教育学部	大口 勇次郎	教授
〃	内藤 博夫	助教授
附属中学校	佐藤 絢子	教諭
附属学校部	和賀 由子	事務官



○ 産業教育100年記念教育功労者の表彰について

附属中学校教頭曾我部泰三郎氏に対し昭和59年11月20日文部大臣から表彰状が授与された。

○ 昭和59年度給与改定の概要について

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の概要は、次のとおりです。

1. 俸給表	別記のとおり	
2. 諸手当		
(1) 扶養手当	配偶者	12,300円→13,200円(900円)
	配偶者以外2人まで	3,800円→4,200円(400円)
	ただし、配偶者のない職員の扶養親族1人	8,300円→8,900円(600円)
(2) 通勤手当	交通機関利用者	全額支給限度額
		2分の1加算額
		17,600円→18,300円(700円)
		2,800円→3,400円(600円)
(3) 住居手当	借家・借間	2分の1加算額
		6,800円→7,200円(400円)
(4) 医師の初任給調整手当		
	最高支給限度額	医療職(→)以外
		40,100円→41,100円(1,000円)
3. 実施時期	昭和59年4月1日	

別記

イ 行政職俸給表(一)

職務の等級 号 俸	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級	8 等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	312,300	242,600	—	—	—	125,600	107,500	—
2	325,400	252,700	216,100	183,500	153,400	132,000	112,800	88,000
3	338,600	262,900	224,300	191,200	160,400	138,500	118,800	90,700
4	351,700	273,100	232,600	199,000	167,400	145,000	125,500	93,600
5	364,800	283,500	241,100	206,800	174,700	151,700	131,500	96,600
6	378,000	294,000	249,700	214,600	182,200	158,200	136,500	99,900
7	391,000	304,500	258,400	222,400	189,600	164,600	141,300	103,600
8	404,000	314,700	267,200	230,300	196,800	170,900	146,000	107,500
9	416,900	324,900	275,900	238,300	203,900	176,200	150,200	111,800
10	429,600	334,800	284,600	246,400	210,700	181,500	154,100	114,700
11	439,500	344,400	293,200	254,500	217,500	186,600	157,900	117,800
12	445,700	353,800	301,700	262,700	224,200	191,600	161,600	120,500
13	451,800	362,100	310,200	271,000	230,800	196,600	165,800	123,200
14	457,400	368,500	318,300	279,100	237,200	201,000	168,000	125,500
15	462,200	374,700	326,200	286,600	243,500	205,300	170,700	127,700
16		379,000	332,600	293,700	249,100	209,600	173,400	129,800
17			338,600	299,400	254,600	213,500	176,000	131,400
18			342,600	304,700	258,600	216,800	178,400	
19			346,400	308,500	262,100	219,900	180,400	
20			350,200	312,100	265,400	222,200		
21				315,700	267,900	224,500		
22				319,300	270,400	226,800		
23				322,900	272,800	229,000		
24					275,200	231,200		
25					277,600			
26					280,000			

ロ 行政職俸給表(二)

職務の等級 号 俸	特 1 等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	179,400	151,600	124,800	109,800	88,700	79,200
2	185,400	157,100	129,700	114,600	91,400	81,800
3	191,400	162,700	135,200	119,400	94,400	83,900
4	197,500	168,200	140,700	124,300	97,500	86,800
5	204,000	173,800	146,100	129,200	101,000	88,700
6	210,500	179,400	151,600	134,100	105,100	91,800
7	217,400	185,000	156,800	138,800	109,800	94,200
8	224,200	190,600	161,900	143,500	114,600	97,200
9	231,100	196,100	166,900	148,100	119,800	100,600
10	237,900	201,000	171,900	152,600	123,900	104,500
11	244,700	205,900	176,400	157,100	128,400	108,500
12	251,600	210,800	180,800	161,300	132,600	112,600
13	258,300	215,700	185,200	165,500	136,500	116,700
14	264,900	220,500	189,500	169,400	140,300	120,800
15	270,700	225,200	193,800	173,200	143,600	124,400
16	276,400	229,900	198,000	176,600	146,900	127,800
17	282,100	234,400	202,200	180,000	149,000	131,100
18	287,700	238,900	206,400	183,200	151,600	135,900
19	292,600	243,300	210,400	186,400	154,200	138,200
20	297,300	247,500	214,000	189,800	156,500	140,200
21	301,400	251,300	216,900	193,000	158,600	142,100
22	305,400	255,100	219,300	196,000	160,500	144,000
23	309,400	258,500	221,600	198,800	162,400	145,900
24	312,700	261,800	223,700	199,700	164,300	147,800
25		264,200	225,700	198,600	166,100	149,700
26			227,700			151,600
27			229,700			153,400
28			231,700			155,100
29						

イ 教育職俸給表(一)

職務の等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	—	—	175,000	127,300	103,500
2	—	203,800	182,900	135,100	108,100
3	261,500	212,900	190,900	143,000	112,900
4	271,300	222,000	199,000	151,000	118,900
5	281,300	231,100	207,400	159,000	125,000
6	291,300	240,300	215,800	166,900	131,800
7	301,300	249,500	224,300	174,900	138,700
8	311,300	258,800	232,800	182,800	145,800
9	321,300	268,100	241,300	190,700	153,200
10	331,400	277,200	249,600	198,600	160,700
11	341,500	286,200	257,700	206,300	168,100
12	351,600	294,800	265,800	214,000	175,100
13	361,700	302,600	273,900	221,500	181,800
14	371,800	310,200	282,000	228,000	188,000
15	382,000	317,700	289,500	234,600	193,900
16	392,200	324,800	296,900	240,400	199,700
17	402,400	331,900	304,300	246,100	205,100
18	412,200	339,000	311,800	251,700	210,400
19	420,900	346,000	318,300	257,300	215,700
20	429,700	352,800	325,400	262,800	220,800
21	438,400	359,000	332,100	268,300	225,600
22	446,500	365,200	338,800	273,700	230,400
23	453,900	371,400	344,800	278,800	235,000
24	459,400	376,900	350,100	283,800	239,600
25	464,200	382,300	354,000	288,800	243,200
26	469,000	387,200	357,200	293,100	246,800
27		390,700		296,500	250,100
28				299,600	253,400
29				302,600	255,900
30					258,300

ロ 教育職俸給表(二)

職務の等級 号 俸	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	303,900	—	118,900	—
2	312,600	223,900	119,600	96,000
3	321,200	232,000	126,500	99,400
4	330,000	240,200	133,400	103,400
5	338,700	248,300	140,300	107,600
6	347,400	256,500	147,200	112,400
7	356,100	264,800	154,100	117,900
8	364,800	273,100	160,900	124,000
9	373,600	281,400	167,700	130,500
10	382,100	289,700	174,500	137,200
11	390,900	297,900	181,300	143,800
12	398,000	306,100	188,400	150,400
13	405,100	314,200	196,300	156,800
14	412,100	322,100	204,200	163,200
15	416,700	330,000	212,300	169,600
16		337,800	220,300	175,900
17		345,500	228,100	182,800
18		353,200	235,900	188,600
19		360,900	243,700	194,900
20		368,500	251,500	201,000
21		375,400	259,400	206,400
22		382,000	267,200	211,800
23		388,400	274,900	216,800
24		394,800	282,700	221,700
25		399,000	290,400	226,400
26			297,400	231,100
27			304,200	235,700
28			311,000	240,100
29			317,800	244,100
30			324,600	248,100
31			330,500	251,400
32			336,200	254,500
33			341,000	257,500
34			345,800	260,300
35			349,400	262,500
36			353,500	
37			356,500	

ハ 教育職俸給表(三)

職務の等級 号 俸	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	300,800	—	108,400	—
2	308,500	190,900	108,700	96,000
3	316,100	199,200	118,900	99,400
4	323,900	207,400	119,600	103,400
5	331,700	215,700	126,500	107,600
6	339,300	223,900	133,400	112,400
7	346,900	232,000	140,300	117,900
8	354,300	240,200	147,200	124,000
9	361,100	248,300	154,100	130,500
10	368,000	256,500	160,900	137,100
11	374,200	264,700	167,700	143,600
12	380,300	272,800	174,500	149,900
13	385,100	280,200	181,300	156,000
14	389,900	287,600	188,400	161,900
15	394,000	294,900	196,300	167,800
16		302,100	204,200	173,500
17		309,200	212,300	179,100
18		316,200	220,300	184,500
19		323,200	228,100	189,800
20		330,300	235,900	195,000
21		337,300	243,700	199,900
22		343,600	251,400	204,500
23		349,600	259,200	208,900
24		354,900	266,900	212,900
25		359,500	273,900	216,800
26		363,200	280,700	219,900
27		366,200	287,600	223,000
28		369,200	293,900	225,600
29		372,200	300,000	227,900
30			305,800	230,100
31			311,500	232,200
32			317,100	
33			322,100	
34			327,000	
35			331,500	
36			335,300	
37			339,000	
38			342,700	
39			345,300	

ロ 医療職俸給表(二)

職務の等級 号 俸	特 1 等 級	1 等 級	特 2 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	305,600	251,300	224,300	191,200	141,600	111,100	97,100	—
2	316,800	261,800	232,600	199,200	148,200	116,200	101,100	90,800
3	328,000	272,300	241,100	207,200	155,000	122,300	105,300	93,800
4	339,400	282,800	249,700	215,300	161,900	128,500	109,800	96,900
5	350,800	293,400	258,400	223,400	168,800	134,600	114,900	100,600
6	362,200	304,000	267,200	231,500	175,700	140,700	120,900	104,300
7	373,600	314,400	275,900	239,600	182,700	146,900	126,800	108,300
8	384,800	324,700	284,600	247,700	189,900	153,100	132,200	111,900
9	396,000	334,800	293,200	255,800	197,100	159,300	137,000	115,100
10	407,300	344,400	301,700	264,000	204,300	165,300	141,700	118,000
11	414,000	353,800	310,200	272,200	211,200	171,300	146,300	120,600
12	419,900	362,100	318,300	280,000	217,900	176,600	150,300	123,100
13	425,600	368,500	326,200	287,400	224,500	181,900	154,300	124,700
14	430,800	374,700	332,600	294,400	231,000	187,100	158,100	
15	436,000	380,900	338,800	300,100	237,500	192,200	161,800	
16	440,500	385,200	342,600	305,700	243,800	197,200	165,500	
17			346,400	310,700	249,800	201,700	169,200	
18				315,500	255,600	206,000	170,900	
19				319,100	259,900	210,300	173,400	
20				322,700	263,500	214,200	175,400	
21					267,000	217,300		
22					269,600	219,600		
23					272,100	221,900		
24					274,500	224,100		

ハ 医療職俸給表(三)

職務の 等級 号 俸	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	219,900	171,900	147,100	109,400	95,300
2	227,600	178,400	152,900	114,500	98,700
3	235,500	185,100	159,000	119,600	102,300
4	243,500	191,800	165,200	125,100	105,900
5	251,800	198,700	171,400	130,600	109,400
6	260,200	205,600	177,600	136,100	114,500
7	268,700	212,600	183,700	141,500	119,500
8	277,100	219,500	189,800	146,900	124,900
9	285,600	226,100	195,900	152,200	130,400
10	293,900	232,800	202,000	157,500	135,700
11	302,200	239,500	208,000	162,800	140,900
12	310,400	246,100	214,100	168,000	146,100
13	318,600	252,700	220,100	173,100	151,000
14	326,300	259,300	226,100	178,100	155,900
15	334,100	265,900	232,100	183,000	160,600
16	341,300	272,400	238,000	187,900	165,300
17	348,300	279,000	243,900	192,800	169,800
18	354,800	285,500	249,700	197,600	174,200
19	360,600	292,100	255,400	202,300	178,600
20	364,500	298,400	260,900	206,900	183,000
21	368,200	303,900	266,300	211,500	187,200
22	371,900	308,200	271,600	216,100	191,400
23		312,300	275,900	220,700	195,400
24		316,300	280,000	225,300	199,300
25		319,600	283,900	229,800	202,100
26		322,800	286,900	234,400	205,100
27		325,500	289,900	238,500	208,000
28			292,400	242,400	210,900
29				246,100	213,100
30				248,500	

指定職俸給表

号 俸	俸 給 月 額
1	426,000
2	469,000
3	523,000
4	578,000
5	623,000
6	671,000
7	729,000
8	786,000
9	841,000
10	896,000
11	949,000
12	969,000

O海外渡航

所属・職名	氏名	渡航先国	渡航目的	期間	渡航種別
人間文化研究科 助手	西村 由美子	大韓民国	国際婦人教育振興会の派遣による婦人教育調査研修旅行参加	59.10.14～ 59.10.19	研修
生活環境研究センター 教授	福場 博保	フィリピン	熱帯性根茎類の貯蔵と利用に関する研究調査	59.10.21～ 59.11. 3	出張
附属小学校 教諭	萩原 栄	アメリカ	在外教育施設巡回指導及び調査のため	59.10.25～ 59.11. 7	〃
文教育学部 助教授	三上 岳彦	中国	気候変動に関する北京国際シンポジウム出席、研究発表及び資料収集	59.10.28～ 59.11. 7	研修
家政学部 助教授	森田 明	スイス イタリア	「刑務施設における少年と成人の混合処遇」に関する国際セミナー出席	59.11.28～ 59.12. 9	〃

O研 修

名 称	実施期日	対 象 者	修 了 者	主 催
第37回関東地区中堅係員研修	昭和59年10月16日～10月25日 9日間	1 公務員初級試験、採用後8年の経験、中級試験採用後5年の経験を有する者及びこれらと同等と認められる者 2 年齢30歳未満の者	文教育学部一般係員 西原敏雄	人事院関東事務局
リモートセンシング解析技術者研修(第7回)	昭和59年10月18日～10月27日及び11月5日～11月9日 13日間	公務員、現在リモートセンシング活動に従事している者、また将来従事する可能性のあるもので、電子計算機の知識があるもの。	文教育学部地理学科助手 渡邊真紀子	科学技術庁研究調整局
昭和59年度国立学校技術職員研修会	昭和59年11月15日～22日 8日間	各国立学校等に所属する中堅(年齢30～40歳)の技術職員	施設課一般係員 浅田常明	文部省
昭和59年度人事事務研修	昭和59年12月5日～12月12日 7日間	人事事務を3年以上の係長又は中堅職員で行政職(-)7等級以上の者	庶務課一般係員 清水孝一	文部省
第88回会計事務職員研修	昭和59年9月4日～12月13日 101日間	1年以上会計事務の経験、勤務成績優秀で、将来会計事務職員の幹部たる人格、識見及び教養を備え、他の会計事務職員の指導的役割を	会計課用度係用度主任 峯村 薫	大蔵省

果すことができると認められ、身体強健で年齢満24歳から30歳までの職員

○健康診断

事 項	実 施 期 日	対 象 者	受診者数	実 施 場 所
昭和59年度職員肝臓機能検査	昭和59年11月9日、16日、21日	昭和59年4月1日現在満40歳以上の職員。ただし人間ドック、特別定期健康診断受診者を除く。	88人	保健管理センター
昭和59年度職員胃の検査	昭和59年11月21日、22日	昭和59年4月1日現在満40歳以上の常勤職員。ただし今年度直接2次検診と判定された者、人間ドック受診者及び妊娠中の女子職員を除く。	32	保健管理センター前集団検診車内（東京中央放射線診療所所有車）
昭和59年度職員一般定期健康診断	昭和59年10月17日、18日（第1回） 昭和59年12月4日（第2回）	全職員、ただし人間ドック受診者を除く。	278	保健管理センター
昭和59年度遠隔地勤務者健康診断	昭和59年11月28日	志賀高原体育運動場勤務者	2	長野県中野保健所
	昭和59年11月28日、12月5日	理学部附属臨海実験所及び館山野外教育施設勤務者	4	千葉県館山保健所

○レクリエーション行事

スポーツ大会

行事名	実施日時	参加者数	入 賞 者 (チ ャ ム) 等	実施場所
昭和59年度職員軟式テニス大会	昭和59年10月26日～11月2日の期間の昼休み	36人	1位 庶務課 清水孝一、学生課 高田保男、附属図書館 栗山儀一、文教育学部 西原敏雄、附属高校 桜井孝行、石井朋子 2位 施設課 辺見張蔵、八重樫博、厚生課 西村光範、河野隆 附属図書館 福本健弥、家政学部 岩田光夫 3位 庶務課 豊田広一、三井田勝、会計課 高野佳征、橘川元哉 施設課 薄葉章、石川千一	大学テニスコート及び附高テニスコート
昭和59年度職員ソフトボール大会	昭和59年11月17日13時～16時	91人	1位 各附属学校、附属学校部 2位 会計課 3位 学生部、保健管理センター、附属図書館、女性文化資料館	大学グラウンド

行事名	実施日時	参加者数	入賞者 (チーム) 等	実施場所
昭和59年度職員卓球大会	昭和59年12月1日 13時～16時	23人	1位 附属学校 2位 理学部 3位 庶務課、学生部	大学体育館

入賞者に副賞として賞品が、また参加者全員に記念品が贈られた。



軟式テニス

優勝チーム



軟式テニス

1回戦 第1試合

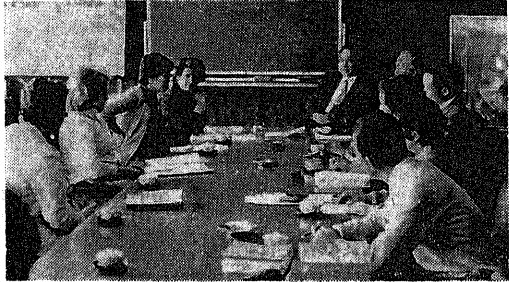


ソフトボール

2回戦 第2試合

○キューバ教育省行政官の来学について

12月3日(月)キューバ教育省から高等教育機関課長、教育制度改善課長が来学し、附属幼稚園、小学校、女性文化資料館及び人間文化研究科を視察したあと本学教官と教育制度等について懇談した。



○志賀高原体育運動場の利用について

志賀高原体育運動場の利用について下記のとおりお知らせします。

なお、当運動場近くは、冬期はスキー場として有名で、変化にとんだゲレンデが多数あり、初級者から上級者まで楽しめます。

また、当運動場は温泉の利用が出来ます。

記

1. 利用できる者

学内者：本学の学生及び職員

学外者：職員の家族、卒業生その他利用を許可された者

1. 申込先 会計課管財係

1. 毎週水曜日は利用できません。

なお、詳細は管財係にお問い合わせください。

○盗難防止について

学内での盗難防止については、掲示等により注意を喚起しているところですが、最近学内での盗難事件が頻発しています。

現金、貴重品等は各自十分注意して管理する。

研究室等を開け放しにしない。

挙動不審の者を見掛けたときは、直ちに所属事務室等へ連絡する。

等、学生、教職員各自盗難防止に心がけて下さい。

○新任者住所等

○職員の住所等変更

○住居表示変更

○計 報

進藤 晶美 附属図書館事務官

附属図書館事務官進藤晶美氏にはかねて療養中のところ昭和59年11月23日逝去されました。享年38才。ここに謹んで哀悼の意を表します。

日 誌 (抄)

(59. 10. 16~59. 12. 15)

- 10月16日 (火) 部局長会議
- 17日 (水) 各学部教授会、各研究科委員会、職員一般定期健康診断 (17日・18日)、全国国立大学学生部長協議会 (於筑波大学)、関東甲信越地区 国立学校等施設部課長会議 (17日・18日：於山梨大学)
- 18日 (木) 大学院家政学研究科 (第1次募集) 入学試験合格者発表、国立22大学理学部部長会議 (於学士会館)
- 19日 (金) 附属学校委員会、教育実習専門委員会、関東甲信越地区国立大学長会議 (於東京水産大学)、国立大学理学部部長会議 (於学士会館)
- 22日 (月) 学寮委員会
- 23日 (火) 部局長会議、国立大学等経理部課長

24日(水)	会議(於東京医科歯科大学) 評議会、将来構想検討委員会、附属 学校教育研究委員会	12月1日(土)	ター所長会議(於神戸国際会議場) 厚生補導関係教職員研究会(於静雲 荘)、職員卓球大会
25日(木)	関東甲信越地区国立大学会計部課長 会議(25日・26日:於信州大学)	3日(月)	キューバ教育省女性行政官来学
27日(土)	女子大学連盟総会(於日本女子大 学)	4日(火)	附属学校委員会、事務改善研究委員 会庶務専門部会、事務改善研究委員 会学生専門部会
30日(火)	附属学校委員会	5日(水)	人間文化研究科会議、施設計画委員 会
31日(水)	大学体育祭、女性文化資料館特定研 究プロジェクト委員会	6日(木)	事務連絡会議、東京地区区公立大学 入学主幹・入試担当課長会議(於東 京農工大学)
11月1日(木)	教務委員会、一般教育委員会	7日(金)	入試委員会
2日(金)	国立大学等庶務部課長会議(於東京 大学)	10日(月)	附属小学校入学検定(10日~13日)
6日(火)	附属学校委員会	11日(火)	部局長会議
7日(水)	教務委員会、学芸員課程委員会	12日(水)	学長候補者第1次選挙、附属図書館 長候補者選挙、各学部教授会、人文 科学研究科委員会、理学研究科委員 会、学生大会
8日(木)	学寮防火管理委員会	13日(木)	一般教育委員会
9日(金)	肝機能検査(9日、16日、21日)、国 立15大学学長懇話会(於京都工芸織 維大学)	14日(金)	入学者選抜方法研究委員会、文京区 内大学長と文京区長との懇談会(於 椿山荘)
10日(土)	徽音祭(10日・11日)	15日(土)	附属小学校入学検定合格者発表
12日(月)	大山寮防火訓練		
13日(火)	留学生顧問教官会議		
14日(水)	人間文化研究科会議、奨学金合同審 査委員会、小石川寮防火訓練		
15日(木)	事務連絡会議、事務改善研究委員 会、一般教育委員会、国立大学協会 総会(15日・16日:於学士会館)		
16日(金)	共用体育施設等運営委員会、国立大 学協会事務連絡会議(於学士会館)		
17日(土)	職員ソフトボール大会、全国国立大 学教育実習連絡協議会(於京都教育 大学)		
20日(火)	部局長会議、中華全国婦女連合会代 表来学		
21日(水)	各学部教授会、人文科学研究科委員 会、理学研究科委員会、胃の検査 (21日・22日)		
22日(木)	事務改善研究委員会会計専門部会		
26日(月)	学生委員会、学寮委員会・協議会		
27日(火)	部局長会議、組織運営検討委員会、 永年勤続者表彰式		
28日(水)	評議会、学長候補者第1次選挙公示、 附属学校教育研究委員会、全国大学 保健管理研究集会(28日・29日於神 戸国際会議場)		
29日(木)	創立記念日		
30日(金)	昭和59年度奨学金授与式、教育実習 専門委員会、国立大学保健管理セン		